

長野県外国人政策検討懇談会調査研究事業補助金 交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県外国人政策検討懇談会において外国人従業員と日本人従業員との職場内における交流その他の多文化共生（以下「職場内での多文化共生」という）の推進について議論する際の基礎資料やデータを提供するために企業等が行う職場内での多文化共生についての取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において「企業等」とは、営利を目的として長野県内に事業所を有する法人又は個人事業主で、外国人従業員を雇用するものをいう。

(補助対象事業者)

第3 補助の対象となる補助対象事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、企業等で次の各号の条件を全て満たすものとする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員でなく、また、これらの統制の下にないこと。
- (4) 本補助事業の実施後において社員（日本人従業員及び外国人従業員）を対象としたアンケート調査を実施すること。

(補助対象事業)

第4 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第1の趣旨に即し長野県内において実施する企業等の多文化共生推進のための取組とし、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 「長野県多文化共生推進指針2020」（以下「指針」という。）の趣旨に沿い、かつ企業内の多文化共生推進意識の高揚を図る事業であること。
- (2) 令和7年12月末までに事業が完了するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象としない。

- (1) 国又は県の支出する補助金等の交付を受ける事業

- (2) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受ける事業
- (3) 宗教的活動に関する事業
- (4) 政治的活動に関する事業
- (5) 公序良俗に反する事業
- (6) 従前より実施している定例的な事業

(補助対象経費及び補助金額)

第5 補助金の額は、補助事業に要する別表の第1欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の10分の10の額と、事業費から同表の第2欄に掲げる収入の額を控除した額のいずれか低い額（1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とし、50万円を限度とする。）以下とする。

(補助金交付の条件等)

第6 次に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助対象事業の内容又は事業費若しくは補助対象経費の総額の変更（いずれも20パーセント以内の増減を除く。）をしようとするときは、速やかに知事に申請し、その承認を受けるものとする。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けるものとする。
- (3) 補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が発生した場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を長野県に納入させることがあること。

(交付申請書等)

第7 規則第3条に規定する申請書は、長野県外国人政策検討懇談会調査研究事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 事業実施に係る収支予算書（様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認めるもの

(変更承認の申請等)

第8 第6の第1号又は第2号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助対象事業の内容又は事業費若しくは補助対象経費の総額の変更 長野県外国人政策検討懇談会調査研究事業計画変更承認申請書（様式第4号）

(2) 補助事業の中止又は廃止 長野県外国人政策検討懇談会調査研究事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）

（交付申請の取下げ）

第 9 規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げは、長野県外国人政策検討懇談会調査研究事業補助金交付申請取下書（様式第 6 号）を、当該補助金の交付決定の通知を受理した日から 10 日以内に知事に提出して行うものとする。

（実績報告書等）

第 10 規則第 12 条第 1 項に規定する実績報告書は、長野県外国人政策検討懇談会調査研究事業実績報告書（様式第 7 号）によるものとする。

2 規則第 12 条第 1 項に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績報告書（様式第 8 号）
- (2) 事業に係る収支精算書（様式第 9 号）
- (3) 証拠帳票類の写し
- (4) 事業実施後のアンケート調査
- (5) 事業実施に当たり使用した各種資料

3 前 2 項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定があった日が属する年度の 1 月 15 日のいずれか早い日とする。

（補助金交付の請求）

第 11 補助対象事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、長野県外国人政策検討懇談会調査研究事業補助金交付請求書（様式第 10 号）を知事に提出するものとする。

2 補助対象事業者が必要に応じ補助金の概算払を受けようとするときは、長野県外国人政策検討会議調査研究事業補助金概算払請求書（様式第 11 号）を知事に提出するものとする。

（補助金の返還）

第 12 補助対象事業者が次の各号に掲げる事項に該当することが判明したときは、補助金の全部又は一部を返還するものとする。

- (1) 偽り又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 補助金を対象事業以外に、又は対象経費以外に使用したとき。（自己資金を除く事業に係る総収入額(補助金の交付決定額を含む。)が総事業費を上回った場合を含むものとする。）
- (3) 補助事業を中止し、縮小し、又は期間内に完了できなかったとき。

2 各号に該当する場合の補助金の返還方法については、別に定める。

(書類の保管等)

第 13 補助対象事業に要する経費については、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明確にし、関係書類とともに補助対象事業を完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

(消費税等の取扱い)

第 14 消費税等の取扱いは、次の各号に掲げる区分に従うものとする。

- (1) 消費税申告業者が補助金申請をする時、補助対象事業の仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減額して申請する。
- (2) 申請時に明らかでなく、その後補助対象事業の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合は、実績報告時にこの額を減少して報告する。
- (3) 実績報告時に明らかでなく、消費税申告時に補助対象事業の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、長野県外国人政策検討懇談会調査研究事業消費税等確定報告書(様式第 12 号)により、補助対象事業者は速やかに知事に報告し、この額に補助率を乗じて得た額を返還する。

(補則)

第 15 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 15 日から施行する。

別表（第 5 関係）

1 補助対象経費	補助事業を実施するために必要な以下の区分に掲げる経費とする。 ①謝金（講師等に関するものに限る） ②旅費交通費（講師等に関するものに限る） ③印刷製本費、消耗品費 ④役務費 ⑤使用料及び賃借料
2 補助金算定上、控除する収入	補助事業を実施するための次の収入 ①参加者負担金 ②寄附金 ③自己資金 ④その他事業実施に係る収入額

※ 補助金の額は内容を審査の上、予算の範囲内で知事が決定する。